

きやっちはーる

令和3年12月10日

前田の《ちょっと経営を考えよう》第365回

令和3年もいよいよ終わりですね。皆様今年の目標は達成できましたか。そして来年の目標は立ちましたか。また20年後の目標は立てられていますか。少しお聞きしますので考えて答えてみてください。まず将来の事業目標と事業内容、ひょっとしたらM&Aの計画も考えておかなければいけませんね。

とりあえず来年の事業目標を答えてください。

1. 売上（どういった商品を、どういった所に、どういった方針で売るかも含めて）
2. 利益（売上総利益率や、できれば事業種類別利益も）
3. 従業員数（どういった人材を何人雇用するか）
4. 設備の増減（どういった設備を購入するのか、資金はどのように調達するか）

さて2021年9月1日、我が国に新たに「デジタル庁」が発足しました。経済産業省によるDX（デジタルトランスフォーメーション）推進ガイドラインより、「DX推進のための経営のあり方、仕組み」を紹介します。

- ・経営戦略・ビジョンの提示 ⇒ 一番重要です
- ・経営トップのコミットメント ⇒ あなたの方針は
- ・DX推進のための体制整備 ⇒ 何を変えますか、どんな設備を購入しますか
- ・投資等の意思決定のあり方 ⇒ 何に投資をしますか
- ・スピーディーな変化への対応力 ⇒ これができるないとあなたの会社は置いていかれます

こういった目標をしっかりと挙げられるかどうかは、会社の存続も左右します。そして目標を達成できるかどうかは、あなたの会社の「人材教育」にかかってきます。この教育は「リスキリング（reskilling）」、すなわち今後必要となる仕事や今はできる人がいない仕事のため、新たなスキルを獲得する教育のことです。

やはり変化に対応して目標を作り実行する、あなたの意識改革がどうしても必要となります。そうでないと、20年先のあなたの会社は続けられません。頑張ってください。

前田の《今人生を語る》第270回

めざめよ日本人（192）

なぜミスをするのか、なぜ再び同じミスを繰り返すのか。
反省し、自らを変えていかなければ会社も自分も変えられませんね。

電子帳簿保存法4つの改正ポイント

① 承認制度の廃止

3ヵ月前の事前申請が廃止となり、電子帳簿保存法に対応した機能を備えている会計システムやスキャナ等が準備でき次第、速やかに電子保存が可能。

② タイムスタンプ要件の緩和

スキャニング時の受領者の署名が不要に。タイムスタンプの付与期間が3日～約2ヶ月以内不正防止の策として電子データの修正・削除をしたことをログに残せるシステムであれば、タイムスタンプ付与が不要。

③ 検索要件の緩和

検索要件が「取引年月日・取引金額・取引先」のみに、国税庁などの要求によって電子データのダウンロードに応じることとする場合は、範囲指定や項目を組み合わせて設定する機能の確保が不要。

④ 電子取引の電子データ保存義務化

電子取引データについては書面で保存することが容認されていましたが、令和4年1月1日以降行う電子取引データから書面に出力し保存することが廃止され電子保存が義務化。

電子帳簿保存法は大きく3つに分類できます。

1.自社で作成する
国税関係帳簿書類

システムで一貫して作成・保存

2.取引先から
紙で受け取る書類

スキャナで電子化して保存

3.自社および取引先で
電子的に授受する書類

電子取引として電子保存
(令和4年1月1日より義務化)

国税関係 帳簿	国税関係書類			電子取引
	決算関係書類	取引関係書類		
仕訳帳 総勘定元帳 出納帳 補助簿 その他必要な書類	貸借対照表 損益計算書 棚卸表 その他決算書類	請求書(控) 領収書(控) 契約書(控) 注文書(控) など	請求書 領収書 契約書 注文書 など	メール添付 Web送受信 インターネット FAX EDI 電子契約 など

『MJS 「『電子帳簿保存法の改正』徹底解説!!』より』

これまででは、電子データであっても書面で保存することが容認されていましたが、2022年1月からは上記の様に電子データの保存が義務化されることになりました。業務範囲は企業においては広範囲に及ぶ可能性もある為、社内全体での検討または自社スタッフのみで限界のケースは税制改正に詳しいIT会社に依頼する事も必要になってくるかと思われます。

※2021年12月6日現在、電子データの保存の義務化に2年間の猶予期間が設けられることになったとの新聞記事もありますが、国税庁からはまだ発表されていないためご注意ください。